

ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりソーシャルファイナンス・フレームワーク評価の結果を公表します。

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構の ソーシャルファイナンス・フレームワークに Social 1(F)を付与

評 価 対 象 : 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構
ソーシャルファイナンス・フレームワーク

<ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	Social 1 (F)
ソーシャル性評価（資金使途）	s1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章：評価の概要

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構（本機構）は、2016年4月1日に、大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターの統合により発足した。本機構は、教育研究の質を高めるための大学等自らの活動を支援するとともに、高等教育段階における学習の成果としての学位が適切に認識され評価されるように努め、大学等と連携して社会からの期待と信頼にこたえられる高等教育の実現を目指して設立された。これらの目的を達成するために、本機構では、評価事業、施設費貸付・交付事業、学位授与事業、質保証連携および大学改革支援や学位に関する調査研究を実施している。

今般の評価対象は、本機構が独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券または財政融資資金からの借入金により調達する資金を、社会貢献度の高い使途に限定するために定めたソーシャルファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。本フレームワークがソーシャルボンド原則（2018年版）¹およびSDGsの目標に適合しているか否かの評価を行う。ソーシャルボンド原則については、国際資本市場協会が自動的に公表している「原則」であって規制ではないため、如何なる拘束力を持つものでもない。また、明示的に融資を対象とした原則ではないが、評価時点においてソーシャル性を判断する際に使用されている他のグローバルな原則や基準が存在していないことから、ソーシャルボンド原則および

¹ ICMA(International Capital Market Association) ソーシャルボンド原則 2018年版

同協会が公表している SDGs とソーシャルプロジェクト分類のマッピングを評価における参考指標とする。

本フレームワークでは、ソーシャルファイナンスにより調達した資金は、国立大学附属病院を対象として、附属病院における「先進医療の提供と地域の急性期医療対応等」のための設備整備等を実施するため新規貸付またはリファイナンスに充当する予定である。国立大学附属病院は、我が国の先進医療技術開発の拠点として重要であるほか、地域の医療提供機関のハブとして、重要な役割を担っており、有用な解決策を提供する社会インフラとしての重要性が高い。以上から、JCR は、本評価対象の資金使途がソーシャルボンド原則の分類のうち、「大学病院の研究者・医学生」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス（教育）」の提供および「地域の先進医療を必要とする疾患或いは急性期疾患の患者」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス（医療）」に貢献すると評価している。また、SDGs 目標のうち、目標 3「すべての人に健康と福祉を」、目標 4「質の高い教育をみんなに」に貢献すると JCR は評価している。本資金使途は我が国高等教育に係る政策とも整合的であることを確認した。

なお、本機構は国立大学法人等の教育研究環境の充実および地域住民への急性期医療の提供を重要な社会的課題として特定しており、所管官庁である文部科学省によって、資金使途となるプロジェクトについて適切な選定基準に則りプロジェクトの選定がなされている。管理運営体制および透明性について、本機構における調達した資金の管理方法は明確に定められ、適切な内部統制体制が確立されていること等を JCR は確認した。レポーティングに関しても資金充当状況および適切な主要インパクト指標の選定と開示が予定されているおり、透明性が高い。以上から、本フレームワークに基づく資金調達について管理体制が適切であり、投資家へのレポーティングの準備態勢にかんがみると透明性が確保されていると評価している。

この結果、本フレームワークについて JCR ソーシャルファイナンス評価手法に基づき、「ソーシャル性評価（資金使途）」を“s1 (F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1 (F)”としたため、「JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価」を“Social 1 (F)”とした。評価結果については次章で詳述する。また、本フレームワークは、ソーシャルボンド原則において求められる項目について基準を十分に満たしているほか、SDGs 目標および政府の SDGs 目標に対する具体的施策にも合致している。

第2章：各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ1：ソーシャル性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークの資金使途の100%がソーシャルプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1：ソーシャル性評価は、最上位である『s1(F)』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な社会改善効果をもたらすソーシャルプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな社会・環境への影響が想定される場合に、その影響について機構内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(2) 評価対象のフレームワークと JCR の評価

＜資金使途の本フレームワーク＞

【適格プロジェクト分類】

国立大学附属病院における「先進医療の提供と、地域の急性期医療対応等」のための設備整備

【対象となる人々】

- ・国立大学附属病院の先進医療等の医療人及び研究者、同病院を受診する患者

【適格性基準】

- ・国立大学附属病院の設備整備に使途を限定。
- ・国の定める施設整備等の計画に従って貸付を実施するため、貸付先（国立大学法人）及び貸付金額については、文部科学大臣が定める。
- ・貸付にあたっては、本機構において貸付審査（財務状況、公的使命）を実施。

【調達方法】

機構債券の発行

財政融資資金からの借入

【投資先】

国立大学法人の附属病院の設備整備のための貸付及び借換債に充当

＜本フレームワークに対する JCR の評価＞

a. プロジェクトの社会的便益について

- 資金使途として本フレームワークで掲げられたプロジェクトは、国立大学附属病院施設の医療関連設備導入のための資金の貸付であり、貸付先は文部科学大臣が定めている。国立大学附属病院は、我が国の先進医療および地域の急性期医療等への対応を行う地域医療のハブ機関として、重要な社会的役割を担っている。このことから、本プロジェクトは社会貢献度の高いプロジェクトであると JCR では評価している。

(1) 国立大学附属病院の概要

国立大学法人は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき、2004年4月1日、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育および学術研究の

水準の向上と均衡ある発展を図るために設立された。そして、それまで、国立学校設置法（昭和 24 年法律第 150 号、平成 16 年廃止）に基づき文部科学省に設置されていた各国立大学は、それぞれ独立した国立大学法人として設置されることとなった。

現在、86 国立大学法人のうち 42 国立大学法人は、大学に附属病院を設置し、運営している。附属病院は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 39 条の規定に基づき、医学または歯学に関する学部または附属研究所を置く大学に当該学部等の教育研究に必要な施設として設置されるものであり、42 国立大学法人に計 45 病院が設置されている。

(2) 国立大学附属病院の機能・役割

昨今の社会情勢の変化を反映し、国立大学附属病院の機能と役割は大きな転換を求められている。すなわち、①少子高齢化を背景とした医療政策の転換（病院完結型から、機能分化し、特定機能に特化した医療の提供や外来医療の役割分担等、医療提供体制を再構築する「地域完結型」への転換）、②超高齢社会を背景とする高齢・重症患者の受け入れ増加による患者構成の変化、③震災を契機とした防災機能の強化、に対応することが求められている。また、我が国における医学・歯学および医療を取り巻く環境の変化や国際的な競争環境の変化等を考慮し、附属病院に対しては以下の 5 つの機能・役割が求められており、社会的意義が高いといえる。

社会的意義 1 : 【診療】先進医療の提供および地域の中核病院としての役割

先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養とされている。先進医療の治療は主にがん治療に使用される場合が多く、がん治療に関して常に新しい最新の治療技術が開発されている。2020 年 1 月現在、先進医療として厚生労働省が指定している技術は 87 種類ある。先進医療の実施には高度な医療技術が必要となることから、当該技術を実施可能とする医療機関の施設基準はそれぞれの技術について、細かく定められている。

国立大学附属病院は、このような高度な技術の実施を可能とする高い機能を備えた医療機器や優れた技術を有する多くの医師を配置し、各地域の中核病院となり、質の高い医療の提供を行うハブ機関として重要な役割を担っている。

社会的意義 2 : 【教育】将来の医療を担う医療人の教育・養成

国立大学附属病院は、我が国の将来の医療を担う良質な医療人の教育・養成のため、医学部学生等の臨床実習や卒後の医師の初期・専門研修等を行う教育機関としても重要な役割を果たしている。また、各地域の国立附属病院で良質な医療人を育成することは、地域の雇用創出および地域活性化にも資すると考えられる。

社会的意義 3 : 【研究】臨床医学発展と医療技術水準の向上への貢献

国立大学附属病院は、特定機能病院として、特定機能病院以外の病院では通常提供が難しい診療に係る技術の研究および開発を行う役割を担っている。難治性疾患の原因究明、新しい診断法・治療法の開発、治験等を通じた新薬の開発等の高度な医療技術の開発、評価および研究の実践に資するインフラであり、研究活動を通じた、臨床医学発展および医療技術水準の向上への貢献が期待されている。

社会的意義 4 : 【地域貢献・社会貢献】地域医療の最後の砦としての役割

国立大学附属病院は、特定機能病院としての役割、高度救命救急センターを中心にドクターへリを活用することで災害拠点病院としての役割など政策的医療機関として、地域医療の再生と活性化、さらには災害や新興感染症発生時の緊急対応等、地域の危機管理にも大きく貢献している。

社会的意義 5 :【国際化】国際水準の医療の実現と国際的リーダーシップ

国立大学附属病院は、我が国の先進医療を担う存在として、国際水準の医療の実現および医療における国際的リーダーシップの發揮等も期待されている。

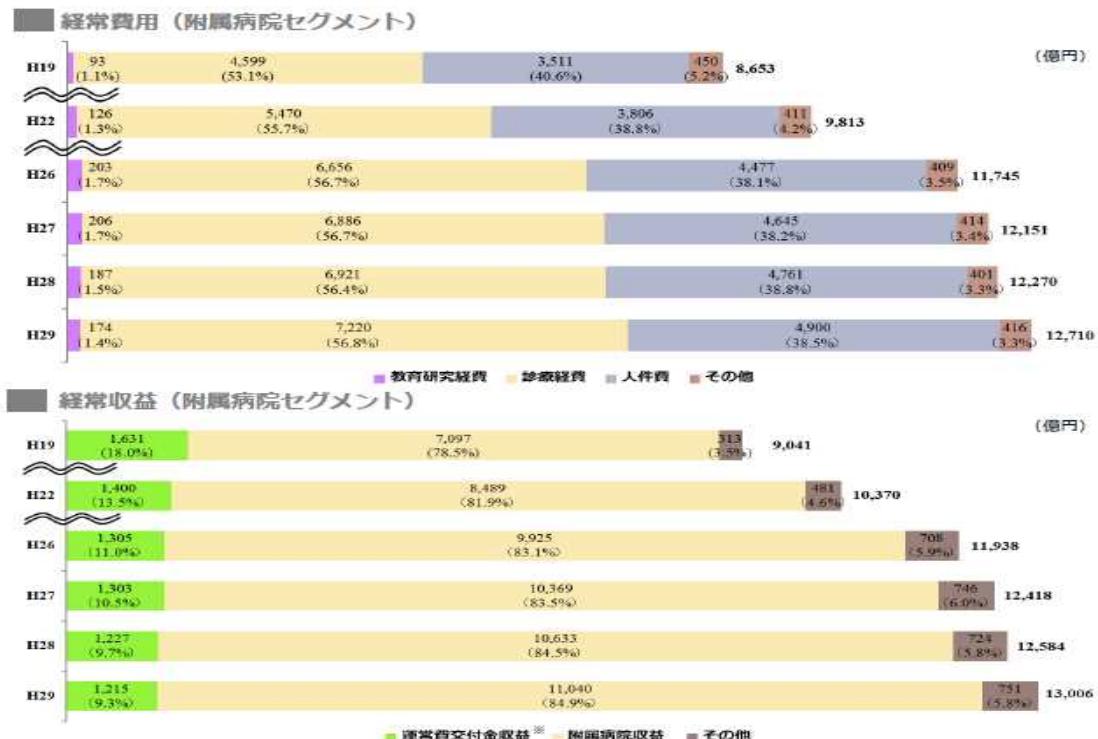
＜国立大学附属病院が直面している課題と本機構からの貸付事業の重要性＞

平成 29 年度の国立大学の決算²によれば、国立大学では、施設・設備の残存度が年々低下していることから、施設・設備への投資額以上に、老朽化・陳腐化が進行しており、更新投資が重要であるとされている。経常収益については産学連携等の取組の推進により、受託研究費や共同研究費など、外部資金に係る収益が伸びている。また、附属病院の事業規模の拡大や経営努力により、附属病院収入等経常収益が増加している。一方で、法人化以降、附属病院は、高度先端医療の提供に必要な高額な医薬品・医療材料の購入、医療安全等に係る人員体制の整備等により、経常費用が増加している。

今後の変化に対応するための新規設備投資が必要な一方で、必ずしも新規投資するだけの潤沢な資金を有しているわけではないことから、官民からの設備投資に対する資金調達の必要性が高い。

本機構の設備整備の貸付金は、国立大学附属病院の医療関連設備の購入費用に限定されている。

【国立大学附属病院の経常収支】



- ii. 資金使途は、ソーシャルボンド原則の適格ソーシャルプロジェクト事業区分のうち、「大学病院の研究者・医学生」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス（教育）」および「地域の先進医療を必要とする疾患或いは急性期疾患の患者」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス（医療）」の提供に貢献する事業に該当する。

² 国立大学法人等の決算について 平成 29 事業年度 文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

(参考) 施設費貸付事業の整備例（令和元年度投資家説明資料より抜粋）

(1) 山口大学 診療棟・病棟（再開発）

- 中核医療機関としての各種指定、大規模災害時の被害想定の見直しなど、様々な環境の変化に対応するため、総合周産期母子医療センター、先進救急医療センター棟の機能を備えた新病棟を建設
- 高度先進医療を推進するとともに、災害時の救急医療拠点として BCP(事業継続性)等の機能を強化

(2) 徳島大学 ロボット手術支援システム（ダヴィンチ）

- 「ダヴィンチ」はロボット部と操作部、モニターなどで構成される手術支援ロボット
- 手術者は 3D モニター画面を見ながらロボットアームを遠隔操作して幹部の切除や縫合などの手術を実施
- 高画質な 3D 画像と手振れ補正機能など繊細で詳細な操作性があるロボットアームにより、精度が高く、患者への負担が少ない外科手術の実現が可能。

(3) 高知大学（多目的 X 線デジタル TV システム）

- 多目的 X 線デジタル TV システムは、TV モニターで身体の透視像をリアルタイム検査する設備。幅広い X 線検査に対応。
- 本システムの導入により、医師・患者の被ばく量は従来の装置の 2 分の 1～6 分の 1 に低減。一方、高コントラスト、高精度な画像により、診断能力の向上が期待される。
- また、本システムでは、画像診断に加え、非血管系 IVR などの高度な手技・治療が実施可能。本システムの導入により、質の高い医療がより安全に提供されることが期待される。

b. SDGs との整合性について

ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 3：すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

ターゲット 3.3. 2030 年までに、エイズ、結核、マラリアおよび顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症およびその他の感染症に対処する。

ターゲット 3.5. 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健および福祉を促進する。



目標 4：質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

ターゲット 4.3. 2030 年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育および大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。

また、本ソーシャルプロジェクトは、日本政府が SDGs 達成目標として掲げる「SDGs 拡大版アクションプラン 2019」のうち、以下の項目に整合していることを確認した。

政府による SDGs を推進するための取り組み一覧			
SDGs 実施指針の8分野に関する取り組みの具体化・拡充策			
施策概要		ターゲット	指標
①あらゆる人々の活躍の推進	次世代の教育振興	4 質の高い教育をみんなに 	毎年度、文部科学大臣の定めによる計画の達成
②健康・長寿の達成	感染症対策等医療の研究開発	3 すべての人に 健康と福祉を 	

c. 環境社会的リスクへの対応について

＜環境社会的リスクに係る本フレームワーク＞

債券発行により調達される資金は設備に充当されるものであり、環境・社会（労働）に影響を与えるものはないと考えている。

＜本フレームワークに対する JCR の評価＞

本件資金使途は、医療設備の購入費用に充てられるため、環境・社会面におけるネガティブなリスクは想定されないと JCR では評価している。

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制が整備され、計画通りの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークに基づく資金調達を通じて実現しようとする目標、ソーシャルプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

<本機構に係る政策体系図>

1. 本機構に係る国の政策目標・方針等

■ 文部科学省の政策目標

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上

施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

■ 教育振興基本計画（平成30年6月15日 閣議決定）

目標(4)問題発見・解決能力の修得、

目標(8)大学院教育の改革等を通じたイノベーションをけん引する人材の育成、

目標(10)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進、

目標(18)安全・安心で質の高い教育研究環境の整備 等

■ 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）

- 人生100年時代を見据え、様々な年齢や経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスを実現するためには、高等教育機関には多様な年齢層の多様なニーズを持った学生に教育できる体制が必要となり、リカレント教育の重要性が増していくこととなる。

- ユネスコの枠組みの下で採択した「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」の発効を受け、国内情報センターの設立準備を進める。

- 我が国高等教育の質が保証されていることが国内外で認知されることが重要 等

■ 国立大学経営力戦略（2015年6月16日 文部科学省）

- 国立大学がその役割を果たしつつ、今後更なる改革を進めていく上では、各国立大学が、学長のリーダーシップの下、責任ある経営体制を構築し、法人化のメリットを最大限に生かしていくことが求められる。

■ 人づくり革命 基本構想（2018年6月 人生100年時代構想会議）

- 大学は、知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力であ

る。人づくり革命をけん引する重要な主体の一つとして、時代に合ったかたちに大学改革を進めなければならない。

2. 本機構の目的

大学等の教育研究活動の状況についての評価を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第104条第7項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資すること。(機構法第3条)

3. 本機構の事業

評価事業	学位授与事業	施設費貸付・交付事業
国際通用性の高い評価の実施 (認証評価、国立大学教育研究評価等)	多様な学習成果に基づく 学位取得の機会の提供	国立大学等の施設費等の 貸付・交付
質保証連携		
情報の収集・整理・提供、大学等及び国内外の質保証機関等との連携		
調査研究		
質保証に係る調査研究の推進		

【出所：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）2019年3月1日 文部科学省】

<本フレームワークに対するJCRの評価>

本機構の事業活動は、上記の国の政策目標・方針に則って行われている。本債券の資金使途は、文部科学省が政策目標4のうち、施策目標4-2で掲げる大学などにおける教育研究基盤の整備に資するプロジェクトである。本機構の施設整備等に関する個別の貸付計画は、文部科学大臣の決定に基づいたものであり、毎年同省の予算の中で決定されることから、政策との整合性がとれたソーシャルプロジェクトであると、JCRでは評価している。なお、国立大学附属病院の施設整備の必要性に関しては、同省内に設置された検討会や会計検査院の検査報告からも、必要性が確認されていることから、国立大学附属病院等の果たすべき機能と役割に必要な資金であると評価している。

b. 選定基準

JCRは、評価フェーズ1の資金使途で示した選定基準のいずれもが、評価フェーズ1で検討を行った通り、社会的便益の高いソーシャルプロジェクトの選定基準として適切であると評価している。

c. プロセス

<選定プロセスに係る本フレームワーク>

- 業務の範囲については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第2号において、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行うこと。」と定められている。
- 国の定める施設整備等の計画に従い整備を実施するため、貸付先は文部科学大臣が定める。

3. 本機構は、文部科学大臣が定めた施設整備計画に従い、対象となる国立大学法人等に対し貸付を行う。
4. 貸付にあたっては、国立大学附属病院の審査を実施。審査基準は次のとおり。
 - ・事業内容
 - ・財務状況
 - ・担保力
 - ・公的使命
5. 審査の結果、貸付けに支障があると認められる場合には、文部科学大臣に報告。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

本機構は、文部科学大臣によって業務範囲が定められている。また、施設整備の選定は、文部科学大臣が施設整備等計画として決定を行うこと、貸付に際して本機構が行う審査基準が明確に定められていることから、対象となるプロジェクトの選定基準およびプロセスは適切であると評価している。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、本フレームワークに基づき調達された資金が、確実にソーシャルプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本フレームワークに基づき調達した資金が、早期にソーシャルプロジェクトに充当される予定となっているか、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理に係る本フレームワーク>

債券発行により調達した資金は、速やかに国立大学附属病院の設備整備のために国立大学法人に対して貸付がなされる計画である。

【資金管理】

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 17 条の規定により、施設費貸付事業及び施設費交付事業に係る経理については、一般勘定とは別に施設整備勘定を設けて整理している。施設整備勘定専用の銀行口座を保有しており、この口座で、施設費貸付事業及び施設費交付事業の資金を管理している。この口座において、施設費交付事業の資金も管理しているものの、入出金された資金の使途については厳密に管理しており、施設費貸付事業で調達した資金を施設費交付事業に充当することはない。

【債券に係る帳簿の作成】

債権債務については、債権債務管理のシステムで管理しており、バックアップも取っている。

【内部監査】

内部監査は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構内部監査規則に基づき、業務の適正かつ効率的、効果的な運営に資するとともに予算執行及び会計処理の適正を期するために行われる。

毎事業年度初めに、監査室長は当該年度における監査の基本方針及び全体計画を記載した監査計画を作成する。監査計画は、機構長に提出するとともに、課室長以上が参加する機構内の会議にも報告される。

監査の種類には、日常監査、定期監査及び臨時監査がある。日常監査は会計処理における会計伝票、契約書等の確認について、通年で実施している。定期監査は、会計処理における会計伝票、契約書等の確認や施設費貸付・交付などについて、毎事業年度定期的に行っており、この中で、銀行口座（預金通帳）の確認も行っている。臨時監査は機構長が必要と認めた時に行うが、2016 年 4 月以降実績はない。

監査結果については、報告書として取りまとめ、機構長に報告される。

【監事監査】

監事監査は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構監事監査規則及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構監事監査実施基準に基づき、業務の適正かつ効率的、効果的な運

営を図るとともに、会計経理の適正を期するために行われる。

毎事業年度、監事は監査方針及び実施時期・方法等について記載した監査計画を作成する。監査計画は、機構長に提出するとともに、課室長以上が参加する機構内の会議にも報告される。

監査の種類には、定期監査及び臨時監査がある。定期監査は、諸会議等への出席を中心として、施設費貸付・交付事業を含む事項について審議及び報告を受け、必要に応じて資料及び意見聴取を実施する業務に関する監査、財務諸表等について、資料の提出を受け、必要に応じて意見聴取を実施する会計に関する監査を実施している。また、2016年度に業務における特定事項に関する監査として、施設費貸付・交付事業を選定し、関係職員から意見聴取を実施した。臨時監査は監事が必要と認めたときに行うが、2016年4月以降実績はない。

監査結果については、報告書としてとりまとめ、機構長及び文部科学大臣へ報告される。

【外部監査】

会計検査院による検査、財務省理財局による財投監査及び会計監査人による会計監査がある。

【未充当資金の管理方法】

債券発行により調達した資金は、原則として、全額を翌月の貸付及び償還（借換債）に充当しており、未充当資金は発生しない。

<本フレームワークに対するJCRの評価>

JCRでは本債券の資金が別勘定・別口座で管理されること、資金の充当状況は機構内電子システムにて適切な方法にて管理されること、内部監査、外部監査を含め適切な内部統制体制が整備されていること、未充当資金の運用についても特段の懸念がないことを踏まえ、資金管理は妥当であると評価している。

3. レポートイング

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークに基づく調達前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、調達時点において評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<レポートイングに係る本フレームワーク>

a. 資金の充当状況に係るレポートイング

本機構ウェブサイト上で、開示を行うことを予定。なお、未充当資金については、令和 2 年度中に充当する。

- ・ ソーシャルファイナンスの残高
- ・ 充当済金額
- ・ 未充当資金の残高（未充当資金がある場合）
- ・ ソーシャル適格資産の取得価格の合計

また、充当完了後も、ソーシャルファイナンスが残存する限り、充当状況に大きな変化が起きた際には、その旨開示予定。

b. 社会改善効果に係るレポートイング

<アウトプット指標>

施設整備貸付先数、貸付金総額、対象事業件数

<アウトカム指標>

- ・ 先進医療の実施状況
- ・ 脳死での臓器移植の実施状況
- ・ 政策的な医療への対応

<インパクト（定性目標）>

- ・ 将来の医療を担う医療人の教育・養成
- ・ 臨床医学発展と医療技術水準の向上への貢献
- ・ 地域の中核病院としての質の高い医療の提供

<本フレームワークに対する JCR の評価>

本機構で予定しているインパクト指標の設定は、アウトプット、アウトカム共に、定量的に効果を把握できる設定となっている。また、インパクトとして設定された定性目標は、我が国の教育・医療政策と整合的であり、高い社会的意義を有していることを示すのに十分であると評価している。

また、国立大学附属病院施設整備に関するインパクト評価は、文部科学省参加の検討会等からも報告書が定期的に公表されており、透明性が非常に高いと評価している。（以下は、外部評価例）

- ・ 国立大学附属病院施設整備に関する事例集（文部科学省内 国立大学附属病院施設整備の事例集作成に関する検討会）
- ・ 国立大学附属病院 機能評価（附属病院の 5 つの機能別にその貢献度合いを評価している報告書、国立大学病院長会議常置委員会が 2009 年度より毎年公表）

4. 組織の社会的課題への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が社会的問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、社会課題を含むサステナビリティの推進を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、本フレームワークに基づく調達方針・プロセス、ソーシャルプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

本機構のサステナビリティに対する取り組み

大学改革支援・学位授与機構は、以下の学位授与、評価、施設整備支援、質保証連携、調査研究の事業をもって我が国の高等教育の発展を支援することにより SDGs に貢献することを掲げている。

■ 学位授与

高等教育段階の多様な学習の成果が適切に評価される社会を実現するため、大学の学部・大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる学習者に対して学位を授与しています。

■ 評価

我が国の大学等による教育研究活動等の質の維持向上に資するため、大学、高等専門学校、法科大学院の認証評価、国立大学教育研究評価を行っています。

■ 施設整備支援

国立大学法人等の教育研究環境の整備充実を図るため、国立大学法人等の施設整備等に必要な資金の貸付・交付を行っています。

■ 質保証連携

大学や評価機関等との連携活動、国立大学法人の運営基盤強化促進支援、大学ポートレート等の事業を行っています。

■ 国際質保証連携

我が国の高等教育への国際的な信頼を高めるため、諸外国の質保証機関等との連携協力、「高等教育資格承認情報センター」による国内外の高等教育制度等に関する情報を提供する事業を行っています。

■ 調査研究

我が国の高等教育の発展に資するため、各事業の基盤となる研究、事業の検証に関する調査を行っています。

本機構は大学改革支援・学位授与機構法において、「大学等の教育研究活動の状況についての評価を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付けおよび交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第 104 条第 7 項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資すること」を目的としている。

また、評価フェーズ 2 の目標で確認したとおり、本機構の事業については我が国の教育・医療政策に則って行われていることから、社会的意義が高く、同政策に基づく我が国の SDGs 達成のための施策への貢献についても明らかである。

本機構の事業活動については、文部科学省内に設置された有識者による検討会、国立大学病院長会議常置委員会等によって定期的にその業務内容の評価検討が行われていることから、専門的な視点から社会的課題解決に向けた事業活動が構築されているといえる。

■評価結果

本フレームワークについて、JCR ソーシャルファイナンス評価手法に基づき、「ソーシャル性評価（資金使途）」を“s1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”としたため、「JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価」を“Social 1(F)”とした。また、本フレームワークは、ソーシャルボンド原則において求められる項目について基準を満たしているほか、SDGs 目標および政府の SDGs 目標に対する具体的な施策にも合致している。

【JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
ソーシャル性評価	s1(F)	Social 1(F)	Social 2(F)	Social 3(F)	Social 4(F)	Social 5(F)
	s2(F)	Social 2(F)	Social 2(F)	Social 3(F)	Social 4(F)	Social 5(F)
	s3(F)	Social 3(F)	Social 3(F)	Social 4(F)	Social 5(F)	評価対象外
	s4(F)	Social 4(F)	Social 4(F)	Social 5(F)	評価対象外	評価対象外
	s5(F)	Social 5(F)	Social 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

発行体：独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

【新規】

対象	評価
ソーシャルファイナンス・フレームワーク	JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価 : Social 1(F)
	ソーシャル性評価 : s1(F)
	管理・運営・透明性評価 : m1(F)

(担当) 梶原 敏子・菊池 理恵子

本件ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価に関する重要な説明

1. JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR ソーシャルフレームワーク評価は、ソーシャルフレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するソーシャルプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な社会貢献度および管理・運営体制および透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきソーシャルファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR ソーシャルフレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、社会に及ぼす改善効果について責任を負うものではありません。ソーシャルフレームワークにより調達される資金が社会に及ぼす改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR ソーシャルファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR ソーシャルフレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、借入人および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。JCR ソーシャルファイナンス評価は、評価の対象である調達資金にかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR ソーシャルファイナンス評価は、JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものではありません。JCR ソーシャルファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR ソーシャルファイナンス評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR ソーシャルファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価：本フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Social1(F)、Social2(F)、Social3(F)、Social4(F)、Social5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナブルファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンボンド発行支援者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会オブザーバー登録)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、プローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル